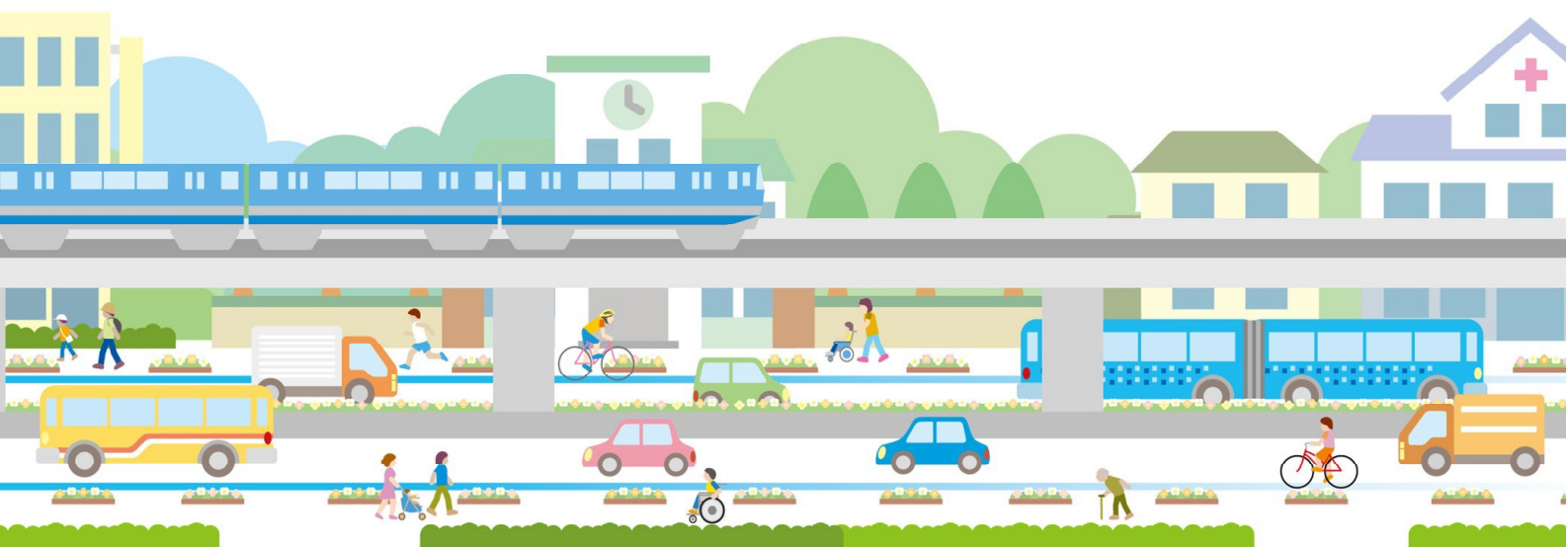




北九州市

バリアフリーガイドブック

～誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して～



令和6年7月改訂
北九州市都市整備局

改訂にあたって

北九州市では、平成9年度から、小倉都心地区をモデル地区として、市民との協働によるバリアフリーのまちづくりに着手しました。この取り組みでは、「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」の方々と協働し、その中で得られた施設整備の考え方やノウハウを「バリアフリーガイドブック（道路・公園編）」として、平成12年に取りまとめ、道路・公園施設のバリアフリー化を進めてきました。

平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」が新たに制定されたこと等、国のバリアフリーに関する基準との整合を図ることや利用者の新たな意見やニーズを可能な限り反映させるため、平成21年12月に改訂を行いました。

ガイドブックでは、道路や公園の施設整備に携わる行政・コンサルタント・施工業者の方々に、実務で広く活用していただくことを念頭に、施設整備の基本的な考え方や基準、整備事例を掲載しています。

前回の改訂以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」など、バリアフリーに関する基準などが大きく見直されており、これらの内容を踏まえ、このたび、マニュアルを改訂しています。

今後も、このガイドブックが施設整備に携わる行政・コンサルタント・施工業者の方々をはじめ、市民のみなさまによって有効に活用され、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが安心して暮らせる環境づくりが進められることを期待します。

最後に、改訂にあたり、多大なご協力を頂いた「北九州市障害福祉団体連絡協議会 福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」及び関係の皆様へ深く感謝いたします。

令和6年7月 北九州市都市整備局

目次

1 道路編【整備基準】

1-1	基本的な考え方等	1
1-2	歩道の構造基準	2
1-3	視覚障害者誘導用ブロック	16
1-4	立体横断施設（エレベーター、スロープ、階段、エスカレーター）	29
1-5	休憩施設	40

2 公園編【整備基準】

2-1	基本的な考え方等	41
2-2	出入口	42
2-3	通路	44
2-4	階段・傾斜路（スロープ）	47
2-5	その他の公園施設	53

3 心のバリアフリー

3-1	心のバリアフリー	59
3-2	道路・公園での心のバリアフリー	59
3-3	対象者への配慮	60

4 巻末資料

4-1	本市の取り組み	61
4-2	特定道路・主要経路	66
4-3	音響機付き信号、高度化PICS	76
4-4	自転車道の整備	77
4-5	関係法令	82
4-6	関連するHP	85
4-7	本ガイドブックの対象者	87
4-8	標準寸法	89